



発行 東京都

目次

- 公共測量の実施 (二件) (都市整備局都市基盤部調整課) 一
- 公共測量の終了 (三件) (同) 一
- 都道の区域変更 (建設局道路管理部路政課) 二
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定 (建設局道路管理部監察指導課) 四
- 告 示 (選)
- 平成二十五年東京都選挙管理委員会告示第四十三号 (政治団体の届出) の一部訂正 五
- 公 告
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請 五
- (生活文化局都民生活部地域活動推進課) 五
- 土地区画整理組合の理事の就任 六
- (都市整備局市街地整備部民間開発課) 六
- 東京都指定給水装置工事事業者の指定 (水道局) 六
- 東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止 (同) 七
- 正 誤
- 平成二十六年三月三十一日付東京都規則第六十一号 七

告 示

●東京都告示第八百十九号

測量法 (昭和二十四年法律第八十八号) 第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交通省関東地方整備局東京空港整備事務所長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十六年五月二十八日

東京都知事 外 添 要 一

一 測量施行者 国土交通省関東地方整備局東京空港整備事務所

二 測量の種類 公共測量 (基準点測量及び水準測量)

三 測量の区域 大田区地内

四 測量の期間 平成二十六年五月二十一日から同年六月二十日まで

●東京都告示第八百二十号

測量法 (昭和二十四年法律第八十八号) 第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、練馬区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十六年五月二十八日

東京都知事 外 添 要 一

一 測量施行者 練馬区

二 測量の種類 公共測量 (四級基準点測量及び出来形確認測量)

三 測量の区域 練馬区土支田一丁目、土支田二丁目、土支田三丁目及び高松六丁目各地内

四 測量の期間 平成二十六年五月十五日から同年九月三十日まで

●東京都告示第八百二十一号

測量法 (昭和二十四年法律第八十八号) 第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、東京都知事から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十六年五月二十八日

東京都知事 外 添 要 一

一 測量施行者 東京都

二 測量の種類 公共測量 (二級基準点成果座標変換及び三級基準点成果座標変換)

三 測量の区域 千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、国分寺市、国立市、狛江市、東久留米市、武蔵村山市、稲城市、あきる野市、西東京市、檜原市及び奥多摩町各地内

四 測量の期間 平成二十六年一月十三日から同年三月二十八日まで

●東京都告示第八百二十二号

測量法 (昭和二十四年法律第八十八号) 第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、千代田区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十六年五月二十八日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 測量施行者 千代田区
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 千代田区大手町二丁目地内
- 四 測量の期間 平成二十六年二月三日から同年五月一日まで

●東京都告示第八百二十三号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、千代田区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十六年五月二十八日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 測量施行者 千代田区
- 二 測量の種類 公共測量(復旧測量(三級基準点測量))
- 三 測量の区域 千代田区神田神保町二丁目及び大手町一丁目各地内
- 四 測量の期間 平成二十六年三月一日から同年五月一日まで

●東京都告示第八百二十四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十六年五月二十八日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。


平成二十六年五月二十八日

東京都知事 舛 添 要 一

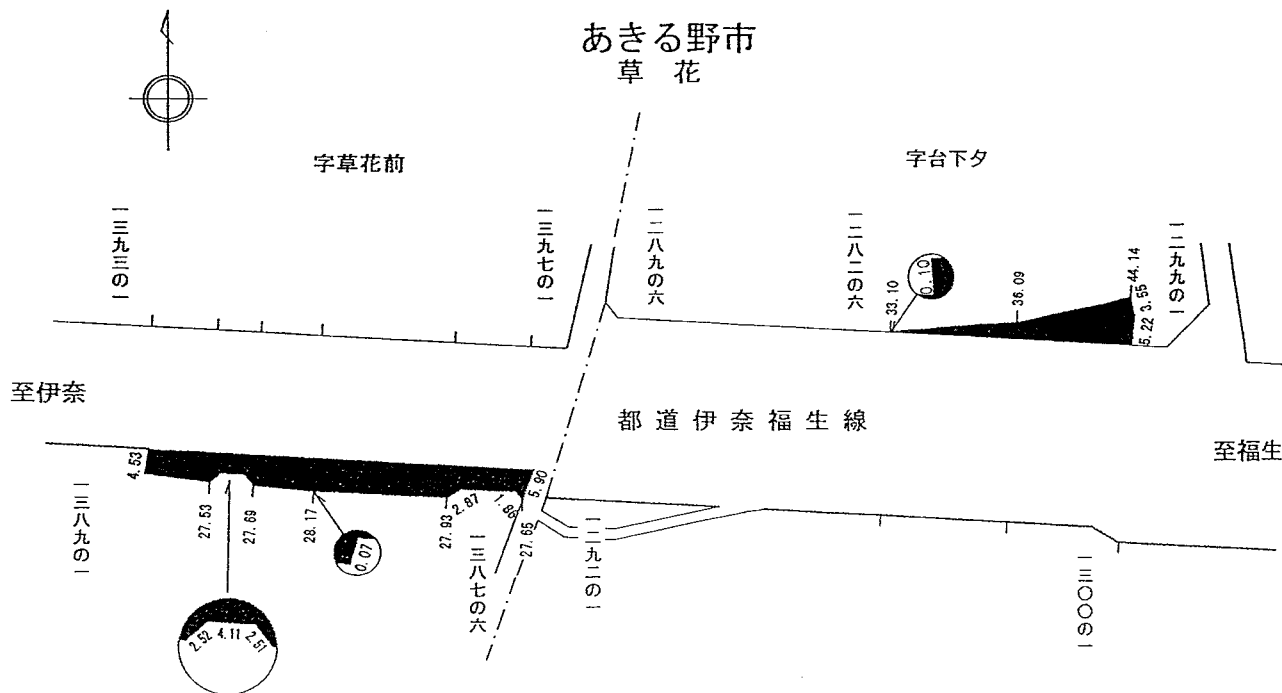
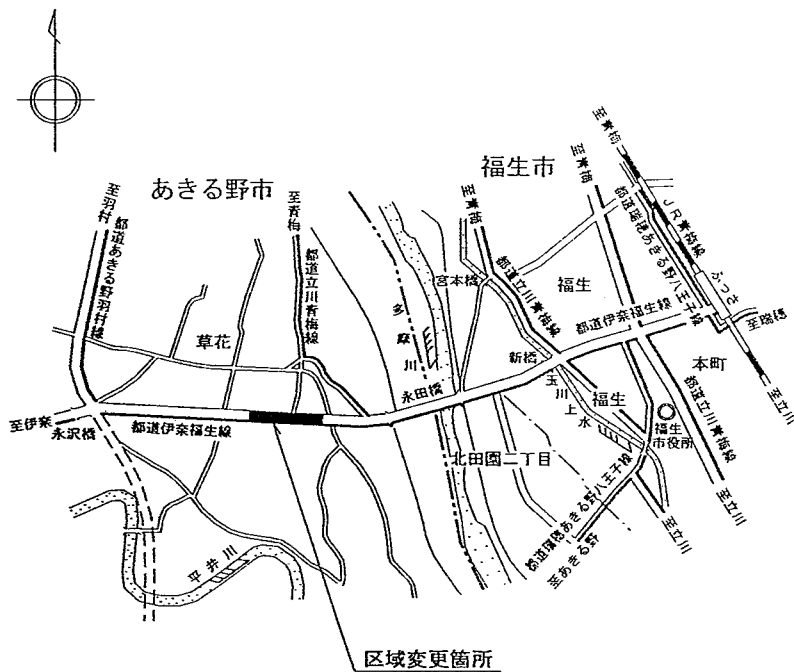
- 一 路線名 伊奈福生
- 二 変更の区間 あきる野市大字草花字草花前千三百八十九番一地从り同市大字草花字台下千二百九十九番一地从りまで
- 三 変更の概要 別図表示のとおり

別図

都道伊奈福生線
あきる野市草花地区
内変更略図



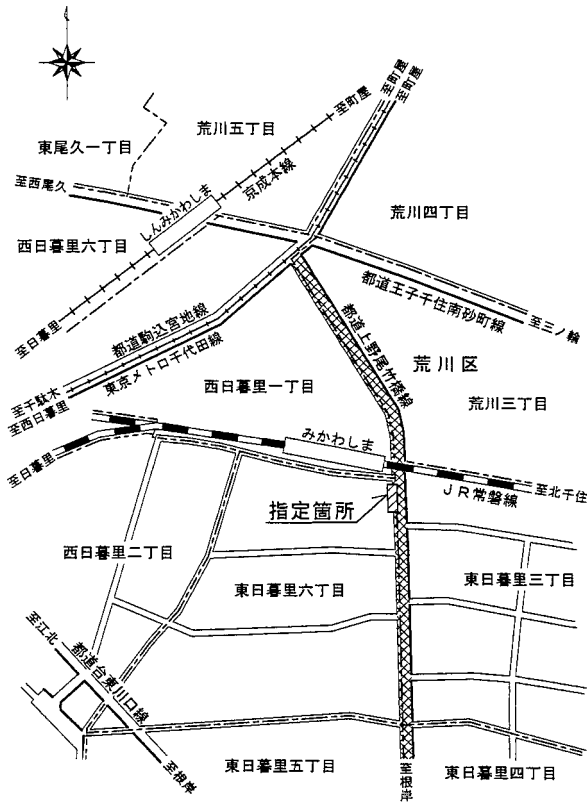
 市界
 都道
 編入区域
 延長
 面積
 五・一・一・四・九〇
 平方メートル



●東京都告示第八百二十五号
 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整

別 図

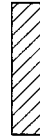
電線共同溝を整備すべき道路の指定略図
 都道上野尾竹橋線
 荒川区東日暮里六丁目地内



(電線共同溝予定名称 上野尾竹橋・七号)



既指定区間



指定区間

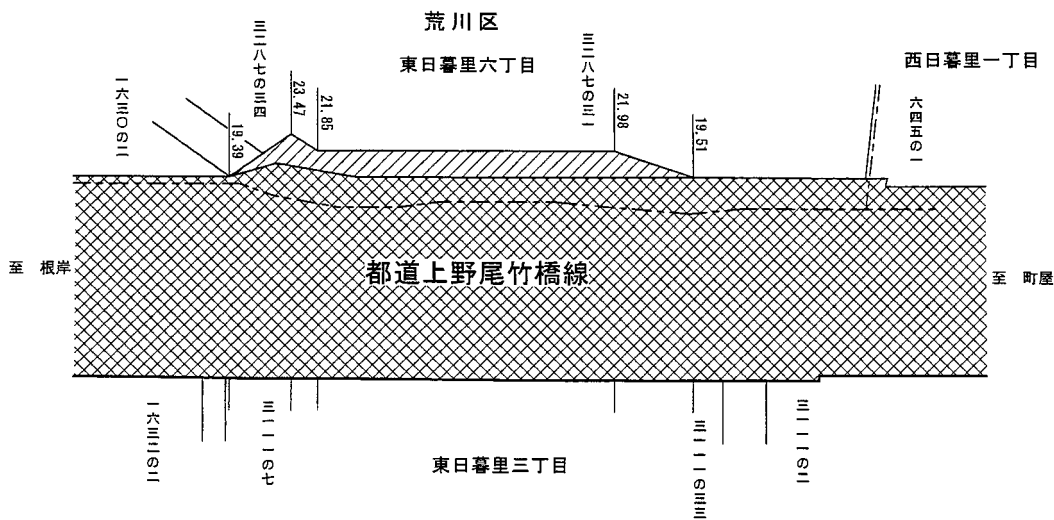


特別区道



都 道

延長 四四・〇三メートル



備すべき道路を次のように指定する。
 平成二十六年五月二十八日
 東京都知事 外 添 要 一
 一 路線名 都道上野尾竹橋線

二 指定する区間 荒川区東日暮里六丁目千六百三十番二地先から同所三千二百八十七番三十一地先まで
 三 指定の概要 別図表示のとおり

告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第六十九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六
条第一項(同法第六条の三の規定により、その例によるこ
ととされる場合を含む。)の規定による政治団体の届出に
ついて、栗山よしゆき友の会から訂正の報告があったので、
同法第七条の二第一項の規定に基づき、政治団体の届出
(平成二十五年東京都選挙管理委員会告示第四十三号)の
一部を次のように訂正する。

平成二十六年五月二十八日

東京都選挙管理委員会

栗山よしゆき友の会の項中「国永 正義」を「国永 正
司」に改める。

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第
一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請が
あったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条
例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三
号)第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十六年五月二十八日

東京都知事 舩 添 要 一

- 一 申請のあった年月日
平成二十六年四月十五日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 Learning for All

1
三 代表者の氏名
李 炯植
との協力・支援に関する事業を行い、社会教育の推進及
び経済活動の活性化を図り、もって広く公益に寄与する
ことを目的とする。(以上原文のまま掲載)

四 主たる事務所の所在地
東京都千代田区神田神保町三丁目五番地

五 定款に記載された目的

この法人は、困難を抱える子どもに対して質の高い学
習機会を提供し、子どもを支援するとともに、教育課題
に直接取り組み経験を通じ、社会課題を解決する人材を
育成・輩出することで、生まれた地域や家庭環境に関わ
らず、すべての子どもが自分の可能性を信じ、それぞれ
のやりがいを持って生きられる社会の実現に寄与するこ
とを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日
平成二十六年四月十五日

二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人あすなる会

三 代表者の氏名
磯辺 美博

四 主たる事務所の所在地
東京都新宿区上落合三丁目十二番九号 上落合エスフ

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民、特に経営者の方々に対し
て、企業再生、経営、債権・債務問題等についての無料
の相談・支援及び情報の提供に関する事業、企業再生、
経営、債権・債務問題等の支援を行っている個人・団体

との協力・支援に関する事業を行い、社会教育の推進及
び経済活動の活性化を図り、もって広く公益に寄与する
ことを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日
平成二十六年四月十五日

二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人NGOフク21ふらっとホーム

三 代表者の氏名
福田 茂雄

四 主たる事務所の所在地
東京都千代田区麹町六丁目二番地六 ユニ麹ビル四

階

五 定款に記載された目的

この法人は、児童養護施設、養育家庭などの退所者
(以下当事者という)や難民を対象として、当事者や難
民の生活や就業に関する相談、助言、就労支援に当たる
と共に彼らが相互に意見交換や情報交換を行えるよう自
助グループ活動を支援するために、居場所の提供や就労
支援サイトの運営・管理、更には当事者、難民、各種福
祉施設の実態調査等により、当事者や難民が地域社会に
おいて自立生活を送る際に抱える生活・就業上の問題や
課題の解決に努めることで、彼らの社会的自立の促進を
図る事を目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日
平成二十六年四月十五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ココロとカラダを育てるハッピープロジェクト

三 代表者の氏名

増子 理香

四 主たる事務所の所在地

東京都新宿区西早稲田二丁目三番一号 公益財団法人早稲田奉仕園内

五 定款に記載された目的

この法人は、東京電力福島原発事故の放射能汚染により被災した福島県の当事者たち(福島県内外で避難・移住生活を余儀なくされる者および福島県内に居住する者。以下、被災当事者と呼ぶ)が、心と身体の健康促進事業や生活支援相談事業を中心とした地域コミュニティづくりや、講演・広報による社会への発信と政策提言を行い、東日本大震災後を共に生きる、すべてのいのちが尊重される社会づくりへ寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年四月十六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人O.V.A

三 代表者の氏名

伊藤 次郎

四 主たる事務所の所在地

東京都渋谷区渋谷三丁目二十六番十六号 第五叶ビル

五 定款に記載された目的

この法人は自殺リスクが高い人々への直接的・間接的な支援を行い、また自殺予防の啓発、支援ネットワーク構築、社会に対する提言など、自殺予防に関するあらゆる取り組みを積極的に行う。また、広く一般市民に対して、心の健康の保持増進に関する事業を行い、人類誰もが生きがいを持って心身健康に過ごし、自殺に追い込まれることがないように、愛あるかわりあいの社会の実現に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

土地区画整理組合の理事の就任について

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第二十九条第一項の規定により日野市川辺堀之内土地区画整理組合理事長伊藤稔から次に掲げる者が平成二十六年四月十六日付けで理事に就任した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成二十六年五月二十八日

東京都知事 舛 添 要 一

氏名 住 所

伊藤 稔 日野市大字川辺堀之内百九十四番地

岸野 隆史 同 所五百十一番地

山田 重雄 同 所二百四十二番地

平 拙三 日野市大字上田四百八十八番地

内山 勝文 日野市大字川辺堀之内五百七十八番地

岸野 國男 同 所五百十六番地

阿川 常男 同 所五百六十二番地

伊藤 義男 同 所百六十三番地

筒井 孝雄 同 所二百番地の九

伊藤 通夫 同 所百八十四番地

平野 勝明 日野市大字豊田千四百三十一番地

東京都指定給水装置工事事業者の指定について

水道法(昭和三十三年法律第七十七号)第十六条の二第一項の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者を次のとおり指定した。

平成二十六年五月二十八日

東京都水道局長 吉 田 永

指定番号 商号 代表者 住 所 指定年月日

八九三〇 株式会社 アクア設 備 杉山 弘 品川区大井七丁目四番三十五号 平成二十六年四月二十四日

八九三一 R & R 設 備工業 大和田隼人 葛飾区西水元六丁目七番十七号 同日

八九三二 フォレス ト・アク ア・シス テム 小林 務 埼玉県新座市片山一丁目一番二十号パピヨン片山三〇八号 同日

八九三三 有限会社 クレスト 杉本 和則 神奈川県横浜市神奈川区六角橋三丁目二十番五号 同日

八九三四 今成設備 今成 久義 神奈川県横浜市鶴見区矢向二丁目七番二十三号 同日

八九三五 株式会社 湯淺 将司 中央区日本橋人形町一創設 同日

八九四一	八九四二	八九四三	八九四四	八九四五
有限会社 宮川ガス 興業	成建エン ジニアリ ング株式 会社	アイチ・ メンテサ ービス株 式会社	株式会社 タイホー	有限会社 ユウクリ エイト
宮川 孝子	亘 敬興	小田嶋 正人	日馬 信政	加藤 雄吾
墨田区業平 四丁目十四 番十五号	江戸川区北 小岩四丁目 十番十八号	練馬区下石 神井二丁目 三十三番五 号一階	渋谷区幡ヶ 谷一丁目八 番四号	世田谷区弦 巻五丁目二 十二番十八
同日	同日	同日	同日	同日

八九四六	八九四七	八九四八	八九四九	八九五〇	八九五一
株式会社 テクノヒ ロ	東洋住宅 サービス 株式会社	有限会社 松林工業	ジェイア イ総合設 備株式会 社	株式会社 ライトグ リーン	有限会社 正一設備
山下 裕之	加藤 宣明	松林 喜信	石川 淳一	名幸 哲也	難波 正一
清瀬市下清 戸一丁目百 四十三番地 十五	神奈川県横 浜市神奈川 区羽沢南二 丁目三十八 番一号	神奈川県横 浜市神奈川 区子安通一 丁目百八十 五番地	小平市大沼 町二丁目三 十四番十七 号	練馬区関町 北四丁目三 十二番三十 三号	神奈川県横 浜市港北区 篠原町千三 百三十八番 地二
同日	同日	同日	同日	同日	同日

東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止に
ついて
水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第二十五条の
七の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者から次
のとおり事業の廃止の届出があった。

平成二十六年五月二十八日

東京都水道局長 吉田 永
指定番号 商号 代表者 住所 廃止年
六〇二四 東光電気 高津 浩明 港区海岸三 平成二十
株式会社 丁目十八番 六年三月
五二二三 日鉄住金 山本 郁也 千代田区東 同年四月
環境株式 神田一丁目 三十日
会社 九番八号

正 誤

○平成二十六年三月三十一日付東京都規則第六十二号

ページ一段一行一 誤 一 正
増刊19 四下 八 第二項 第二項の

発行
東京
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区小石川二丁目三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
112-0002



この用紙は、再生紙のうえにリサイクル適性です。